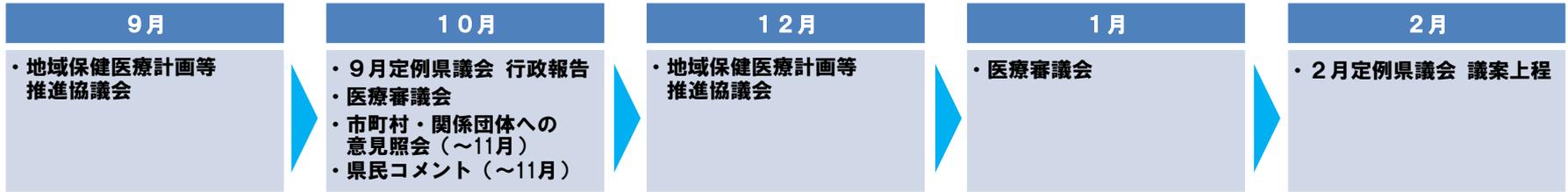


1 策定スケジュール



2 計画の構成と主な内容

第1部 基本的な事項

第1章 基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

異次元の超高齢社会を迎える本県において、将来にわたり持続可能で質の高い保健医療体制を確保するため、今後取り組むべき方向を示す。

第2節 基本理念

- 1 生涯を通じた健康づくり体制の確立
- 2 質が高く効率的な医療提供体制の確保と医療・介護サービス連携の強化
- 3 安心・安全な暮らしを守る健康危機管理体制の構築

第3節 計画の位置付け

医療法第30条の4に基づく「医療計画」及び高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づく「医療費適正化計画」を一体化した保健医療に関する総合的な計画。

第4節 計画の期間

平成30年度(2018年度)から平成35年度(2023年度)までの6年間。
ただし、在宅医療の推進及び基準病床に係る部分については3年で見直し。

第2章 計画の背景

- 第1節 地勢と交通
- 第2節 人口構造
- 第3節 人口動態
- 第4節 住民の受療状況
- 第5節 医療提供施設等の状況
- 第6節 医療費の概況

◆出生、死亡の現況

◆入院・外来受療率、病院病床の利用状況 など

◆医療施設数、保健医療従事者数 など

第3章 医療圏

- 第1節 医療圏の設定
- 第2節 事業ごとの医療圏

◆一次、二次及び三次保健医療圏の設定

◆救急医療圏、精神科救急医療圏の設定

第4章 基準病床数

- 第1節 基準病床数

◆二次保健医療圏ごとの療養病床及び一般病床の基準病床数
◆精神病床、結核病床及び感染症病床の基準病床数

第5章 計画の推進体制と評価

- 第1節 計画の推進体制と役割
- 第2節 評価及び見直し
- 第3節 進捗状況及び評価結果の周知方法

◆一次、二次、三次保健医療圏ごとの推進体制
◆県、市町村、保健医療関係団体、県民の役割



第2部 暮らしと健康

第1章 ライフステージに応じた健康づくり

- 第1節 健康づくり対策
- 第2節 歯科保健対策
- 第3節 親と子の保健対策
- 第4節 青少年の健康対策

◆食生活、運動、休養等、生活習慣の実践による健康づくりの推進
◆禁煙支援・受動喫煙防止対策の推進 など

◆地域での歯科保健医療体制の整備 など

◆難病患者への医療給付、療養支援 など

第2章 疾病・障害とQOLの向上

- 第1節 難病対策
- 第2節 今後高齢化に伴い増加する疾患等対策
- 第3節 人生の最終段階における医療
- 第4節 臓器移植対策
- 第5節 リハビリテーション医療
- 第6節 動物とのふれあいを通じたQOLの向上

◆誤嚥性肺炎や転倒による大腿骨頸部骨折等の予防推進 など

◆患者本人の意思決定を支援するための情報提供、普及・啓発 など

◆臓器移植に対する普及啓発の実施及び骨髄移植のドナー登録の促進

◆アニマルセラピー活動をはじめとする動物との共生 など

第3章 健康危機管理体制の整備と生活衛生

- 第1節 健康危機管理体制の整備充実
- 第2節 保健衛生施設の機能充実
- 第3節 安全で良質な水の供給
- 第4節 衛生的な生活環境の確保
- 第5節 安全な食品の提供

◆危機管理対応のための職員等の資質向上 など

◆水質監視・水質検査精度管理の実施 など

◆生活衛生関係営業施設及び特定建築物の監視指導体制の充実 など

◆食品等事業者の自主管理の促進と HACCPの導入支援 など

第3部 医療の推進

第1章 疾病ごとの医療提供体制の整備

- 第1節 がん医療
- 第2節 脳卒中医療
- 第3節 心筋梗塞等の心血管疾患
- 第4節 糖尿病医療
- 第5節 精神疾患医療
- 第6節 感染症対策

◆がん登録などのビッグデータの活用による効果的ながん対策の展開
◆がん検診の精度管理向上策の推進 など

◆急性期脳梗塞治療ネットワークなどの連携体制の構築 など

◆AEDの設置促進と設置場所の情報提供 など

◆糖尿病性腎症重症化予防対策事業の実施 など

◆医療機関相互の連携や専門医療を提供できる体制の整備推進
◆認知症対策の推進 など

◆新興感染症に対する危機管理体制の構築 など

第2章 事業ごとの医療提供体制の整備

- 第1節 救急医療
- 第2節 災害時医療
- 第3節 周産期医療
- 第4節 小児医療
- 第5節 へき地医療

◆搬送困難事案受入医療機関の体制充実
◆救急医療情報システムの機能強化 など

◆事業継続計画(BCP)未策定病院に対する策定ノウハウの提供 など

◆ハイリスク出産への対応 など

◆小児救急電話相談事業の充実 など

第3章 在宅医療の推進

- 第1節 在宅医療の推進

◆在宅医療を担う訪問看護師の確保・育成
◆患者を支える多職種連携システムの確立 など

第4章 医療従事者等の確保

- 第1節 医療従事者等の確保

◆奨学金貸与者などの若手医師が地域医療に貢献しながら専門医資格を取得できる体制の整備 など

第5章 医療の安全の確保

- 第1節 医療の安全の確保
- 第2節 医薬品等の安全対策
- 第3節 医薬品の適正使用の推進
- 第4節 献血の推進

◆医療安全相談体制の充実 など

◆薬物乱用対策の推進 など

◆かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化 など

◆若年層を中心とした献血者の確保 など

第4部 地域医療構想

第1章 地域医療構想の概要

第2章 地域医療構想の実現に向けた取組

◆地域医療構想調整会議での協議を通じた医療機能の分化・連携の促進 など

第5部 医療費適正化計画

- 第1章 住民の健康の保持の推進
- 第2章 医療の効率的な提供の推進
- 第3章 医療費の見込み
- 第4章 国民健康保険の運営

◆生活習慣病を予防する健康づくり対策の推進
◆ジェネリック医薬品の使用促進 など

◆データヘルスの推進 など

第7次地域保健医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画における 在宅医療・介護サービス等の見込み量の整合について

1 趣旨

今後、高齢化の進展のほか、病床機能の分化・連携の推進に伴い、今後慢性期の入院患者の一部が在宅医療や介護サービス等へ移行することが見込まれている。

このため、こうした在宅医療・介護サービス等への新たな需要について、地域の実情に応じて適切に受け皿の整備を行う必要がある。

第7次地域保健医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画においては、この受け皿整備の必要量を踏まえた在宅医療の整備目標や介護サービスの種類ごとの量の見込みについて同一のデータを基に、それぞれの計画の間で整合的に設定する。

2 病床機能の分化・連携による在宅医療等の新たなサービス必要量の推計

(人/日)

圏域	市町村	平成32年 (2020年)	平成35年 (2023年)	平成37年 (2025年)
南部	川口市	153.8	306.8	429.2
南部	蕨市	19.6	39.0	54.6
南部	戸田市	27.7	55.3	77.2
		201.0	401.1	561.1
南西部	朝霞市	35.0	70.0	95.3
南西部	志木市	22.1	44.2	60.2
南西部	和光市	19.6	39.2	53.4
南西部	新座市	52.3	104.5	142.3
南西部	富士見市	34.1	68.3	93.0
南西部	ふじみ野市	35.9	71.7	97.7
南西部	三芳町	14.5	29.1	39.6
		213.5	427.1	581.4
東部	春日部市	41.8	95.6	143.8
東部	草加市	38.5	87.8	131.8
東部	越谷市	53.0	120.9	181.6
東部	八潮市	13.5	30.9	46.4
東部	三郷市	22.2	50.7	76.3
東部	吉川市	10.4	23.6	35.4
東部	松伏町	5.2	11.9	17.8
		184.7	421.3	633.1
さいたま	さいたま市	121.9	243.8	410.5
		121.9	243.8	410.5
県央	鴻巣市	24.0	66.3	94.6
県央	上尾市	43.6	120.4	171.5
県央	桶川市	15.3	42.2	60.1
県央	北本市	14.3	39.7	56.5
県央	伊奈町	7.9	21.7	30.8
		105.1	290.2	413.6
川越比企	川越市	161.6	337.5	463.5
川越比企	東松山市	39.7	83.0	114.0
川越比企	坂戸市	50.6	105.7	145.2
川越比企	鶴ヶ島市	32.7	68.3	93.9
川越比企	毛呂山町	19.2	40.2	55.2
川越比企	越生町	6.0	12.5	17.1
川越比企	滑川町	7.6	16.0	21.9
川越比企	嵐山町	9.3	19.4	26.6
川越比企	小川町	16.4	34.2	47.0
川越比企	川島町	11.2	23.3	32.1
川越比企	吉見町	10.0	20.8	28.6
川越比企	鳩山町	10.6	22.1	30.4
川越比企	ときがわ町	6.3	13.2	18.2
川越比企	東秩父村	1.7	3.6	4.9
		383.0	799.9	1,098.5

圏域	市町村	平成32年 (2020年)	平成35年 (2023年)	平成37年 (2025年)
西部	所沢市	189.9	379.8	557.0
西部	飯能市	49.1	98.2	144.2
西部	狭山市	94.7	189.4	278.0
西部	入間市	81.0	162.0	237.7
西部	日高市	35.5	71.0	104.2
		450.2	900.4	1,321.2
利根	行田市	17.9	35.8	47.7
利根	加須市	23.3	46.6	62.2
利根	羽生市	11.4	22.9	30.5
利根	久喜市	33.3	66.6	88.7
利根	蓮田市	14.9	29.8	39.8
利根	幸手市	12.6	25.2	33.7
利根	白岡市	10.8	21.6	28.7
利根	宮代町	8.0	16.1	21.4
利根	杉戸町	10.6	21.3	28.4
		142.9	285.9	381.2
北部	熊谷市	70.8	117.8	171.5
北部	本庄市	29.2	48.6	70.7
北部	深谷市	49.9	83.1	120.9
北部	美里町	4.1	6.9	10.0
北部	神川町	4.7	7.8	11.4
北部	上里町	10.0	16.6	24.1
北部	寄居町	13.3	22.2	32.3
		182.0	302.9	440.9
秩父	秩父市	18.8	37.1	56.4
秩父	横瀬町	2.5	5.0	7.6
秩父	皆野町	3.3	6.5	9.9
秩父	長瀨町	2.6	5.2	7.9
秩父	小鹿野町	3.9	7.7	11.7
		31.2	61.4	93.6
合計		2,016	4,134	5,935.0

※新たなサービス必要量の推計値は、厚生労働省の算出数値による。

医政地発0810第1号
老介発0810第1号
保連発0810第1号
平成29年8月10日

各都道府県 衛生主管部（局）長
介護保険主管部（局）長

厚生労働省医政局地域医療計画課長
厚生労働省老健局介護保険計画課長
厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
（公 印 省 略）

第7次医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画における整備目標 及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保について

1 基本的な方針

医療計画においては、第7次の計画期間（平成30年度から平成35年度まで）における必要な在宅医療の整備目標を定め、市町村介護保険事業計画の期間と合わせてその半期に見直しを行うこととされている。また、各都道府県は、2025年における医療機能ごとの医療需要に基づく病床の必要量、慢性期機能からの転換分を含めた介護施設・在宅医療等（介護保険施設（介護医療院、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。）をいう。以下同じ。）、特定施設入居者生活介護、認知症共同生活介護、その他介護サービス、在宅医療及び外来医療をいう。以下同じ。）の追加的需要等を推計し、昨年度末までに地域医療構想（医療法第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）を策定した。一方、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画においては、第7期（平成30年度から平成32年度まで）におけるサービスの種類ごとの量の見込み等を定めるとともに、市町村介護保険事業計画においては2025年におけるサービスの種類ごとの量の推計値を定めることとされている。

2025年に向けて、地域医療構想を推進するためには、慢性期機能から介護施設・在宅医療等への転換を含めた追加的需要について、地域の実情に応じて適切に受け皿の整備がなされる必要があり、第7次医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画においては、この受け皿整備の必要量を踏まえた在宅医療の整備目標や介護サービスの種類ごとの量の見込みを、それぞれの計画の間で整合的に、かつ受け皿整備の先送りが発生しないよう計画的に設定する必要がある。また、市町村介護保険事業計画における2025年の介護サービス見込み量の推計値においても、この受け皿整備の必要量を盛り込んだものとする必要がある。

（以下略）